

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表 備考</p> <p>1 「生活保護法による被保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親である保護者</u>をいう。</p> <p>2～5 略</p>	<p>別表 備考</p> <p>1 「生活保護法による被保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯_____</p> <p>_____</p> <p>_____をいう。</p> <p>2～5 略</p>